

切替届出(依頼)書の書き方・記載例

市民税・県民税 森林環境税 特別徴収への切替届出(依頼)書

※ 特別徴収税額が0円の方には通知されません。

事業所の所在地・名称を記入
事業所の法人番号(13桁)を記入

提出年月日を記入 岡山市長 あて 令和 □ 年 8 月 15 日提出	所在地(住所)	〒 700-0913 岡山市北区大供一丁目2番3号	特別徴収義務者 指定番号	新規の場合は ○をつけてください。 0081234567 新規												
	フリガナ	シミンゼイサンギョウ カブシキガイシャ	法人番号													
	名称(氏名)	市民税産業 株式会社	5000020331008	担当者 連絡先												
		税額通知(本人用)の受取を電子データにしている場合は、必ず記入		係 総務課 経理係 氏名 住民 税子 電話 086-803-1000												
給与所得者	フリガナ	オカヤマ モモタロウ	受給者番号(社員番号)	期別を○で囲んでください。 〔1・ 2 ・3・4・2月随時 3月随時〕期以降を切替希望 ※納期限を過ぎたものは切替できません。(納期限までに必着)												
	氏名	岡山 桃太郎	12345													
	生年月日	昭和 平成 51 年 6 月 8 日		特別徴収に切り替える普通徴収の期別を○で囲んでください。 10 月分(翌月10日納期限分) ※開始予定月のスケジュール												
	1月1日現在の住所	岡山市 北 区 大供一丁目1番1号														
	通知書番号	本人宛納税通知書をご参照ください。														
	備考	通知書がまだ送付されていない場合は、空白のまま提出してください。														
		特別徴収 開始予定月	<table border="1"> <thead> <tr> <th>切替届出書提出日</th> <th>開始予定月</th> <th>発送予定日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毎月10日まで</td> <td>翌月以降</td> <td>翌月1日以降</td> </tr> <tr> <td>毎月10日以降</td> <td>翌々月以降</td> <td>翌月15日以降</td> </tr> <tr> <td>(例)8月9日に提出</td> <td>開始月⇒「9月」を記載</td> <td>9月1日以降</td> </tr> </tbody> </table>		切替届出書提出日	開始予定月	発送予定日	毎月10日まで	翌月以降	翌月1日以降	毎月10日以降	翌々月以降	翌月15日以降	(例)8月9日に提出	開始月⇒「9月」を記載	9月1日以降
切替届出書提出日	開始予定月	発送予定日														
毎月10日まで	翌月以降	翌月1日以降														
毎月10日以降	翌々月以降	翌月15日以降														
(例)8月9日に提出	開始月⇒「9月」を記載	9月1日以降														

普通徴収切替期別 と 特別徴収開始予定月について

1 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収に切り替えることができませんので、納期限の数日前までに届くように提出してください。

岡山市が受領した日	特別徴収へ切替できる納期
～6月 末日(第1期納期限)	1期 2期 3期 4期
～8月 末日(第2期納期限)	2期 3期 4期
～10月 末日(第3期納期限)	3期 4期
～1月 末日(第4期納期限)	4期

納期限の日が日曜日、祝日などの休日や土曜日に当たる場合には、その休日明けの日が納期限となります。

2 岡山市からの特別徴収税額の通知書発送は、上表のとおり、岡山市が受領した日より2週間～1か月後になります。そのため、この届出書による特別徴収の開始月は、特別徴収税額の通知書発送予定日と貴事業所の給料計算締切日等を考慮して記入してください。

3 全期前納用納付書ですでに納入済みの場合は、その年度については特別徴収に切り替えることはできません。

【開始月の記載例】

8月9日に提出する場合⇒10日までの提出なので、「9月」と記載する。
8月15日に提出する場合⇒10日を過ぎているので、「10月」と記載する。